

北竜町地域防災計画

(地震災害対策編)

平成31年 3月

北竜町防災会議

〔目 次〕

地震災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	1
第4節 計画の基本方針.....	1
第5節 北竜町の地形・地質等.....	2
第6節 北竜町における地震の想定.....	3
第2章 災害予防計画	7
第1節 住民の心構え.....	7
第2節 地震に強いまちづくり推進計画.....	10
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発.....	13
第4節 防災訓練計画.....	15
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	15
第6節 相互応援（受援）体制整備計画.....	15
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	15
第8節 避難体制整備計画.....	16
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	16
第10節 火災予防計画.....	17
第11節 危険物等災害予防計画.....	18
第12節 建築物等災害予防計画.....	19
第13節 土砂災害予防計画.....	21
第14節 液状化災害予防計画.....	22
第15節 積雪・寒冷対策計画.....	23
第16節 複合災害に関する計画.....	23
第17節 業務継続計画の策定.....	23
第3章 災害応急対策計画	25
第1節 応急活動体制.....	25
第2節 地震情報の収集・伝達計画.....	26
第3節 災害情報等の収集・伝達計画.....	31
第4節 災害広報・情報提供計画.....	32
第5節 避難対策計画.....	32
第6節 地震火災等対策計画.....	34
第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	35
第8節 広域応援・受援計画.....	35
第9節 ヘリコプター等活用計画.....	35
第10節 救助救出計画.....	35
第11節 医療救護計画.....	35
第12節 防疫計画.....	36
第13節 災害警備計画.....	36

第14節	交通応急対策計画.....	36
第15節	輸送計画.....	36
第16節	食料供給計画.....	36
第17節	給水計画.....	36
第18節	衣料・生活必需物資供給計画.....	36
第19節	石油類燃料供給計画.....	36
第20節	生活関連施設対策計画.....	37
第21節	被災宅地安全対策計画.....	38
第22節	住宅対策計画.....	38
第23節	被災建築物安全対策計画.....	39
第24節	障害物除去計画.....	41
第25節	文教対策計画.....	41
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	41
第27節	家庭動物等対策計画.....	41
第28節	廃棄物等処理計画.....	41
第29節	災害ボランティアとの連携計画.....	41
第30節	災害救助法の適用と実施.....	41
第4章	災害復旧・被災者援護計画.....	43
第1節	災害復旧計画.....	43
第2節	被災者援護計画.....	43

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、北竜町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき策定している「北竜町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、北竜町防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、「北竜町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本節については、一般災害対策編「第1章 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 北竜町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害に対する防災体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び民間事業者の基本的責務等

一般災害対策編「第1章 第7節 住民及び事業所の基本的責務等」を準用する。

第5節 北竜町の地形・地質等

本節については、一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第6節 北竜町における地震の想定

第1 北海道の被害地震と北竜町の被害地震

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道で記録に残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖地震以来、多数発生しており、過去に発生した各地域の主な被害地震は、資料10-1のとおりである。

特に、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

本町における地震被害については、平成7年5月の暑寒別岳東方地震（M5.6）により震度5（竜西観測点）を観測し、林業、農業用施設等に被害を受けており、今後も被害想定に基づき、十分な対策を講ずる必要がある。

資料編【地震】 ・過去に発生した各地域の主な被害地震（資料10-1）

第2 既往地震における道内各地域の最大震度

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道に被害をもたらした地震のうち、各（総合）振興局地域で震度5以上を観測、又は推定された市町村とその震度は、資料10-2のとおりである。

なお、平成30年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」で、道内で初めて震度7を観測した。震度6は、胆振、日高、渡島、檜山、十勝、釧路、根室（総合）振興局の一部地域及び石狩川河口付近において、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」「昭和57年（1982年）浦河沖地震」「平成15年（2003年）十勝沖地震」「平成5年（1993年）釧路沖地震」「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、国後島付近の地震、内浦湾の地震及び石狩川河口付近の地震により経験している。

資料編【地震】 ・既往地震による（総合）振興局別最大震度（資料10-2）

第3 北竜町における想定地震

1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく二つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

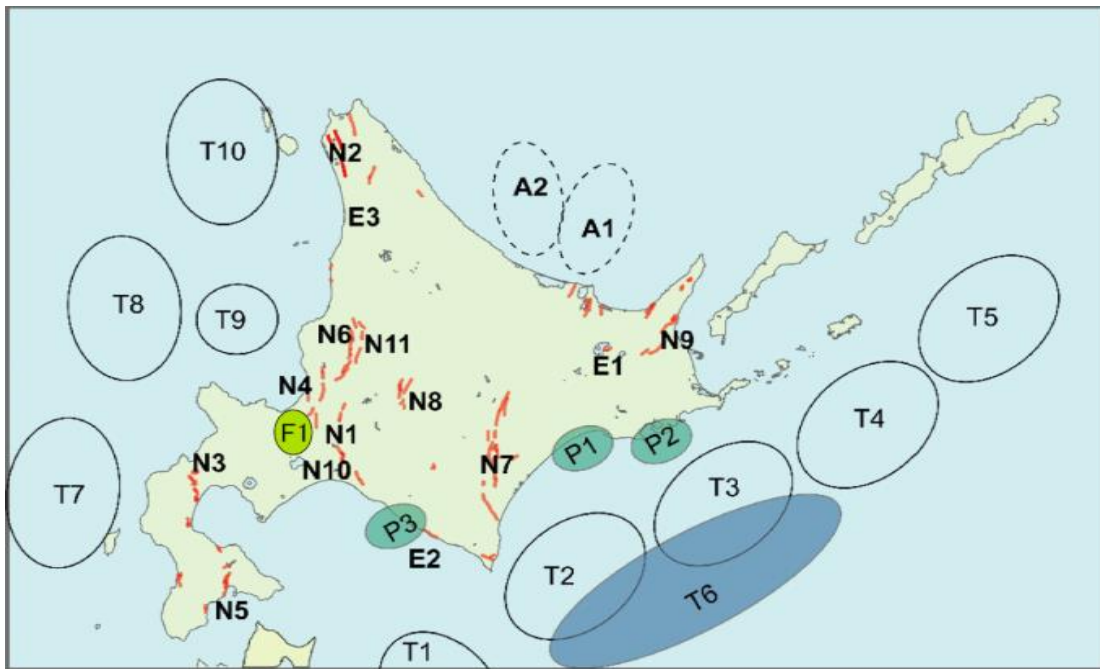
図表 北海道地方において想定される地震①

	地震	断層モデル*	例 (発生日)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦河周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)」(平成30年5月)

図表 北海道地方において想定される地震②



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（平成30年5月）

2 想定地震

道が平成30年2月に公表した「平成28年度地震被害想定調結果報告書」によると、これらの想定地震の中で、本町の地表における震度（評価単位最大）が6.0以上となるなど、大きな被害を及ぼす可能性の高い地震の概要は、次のとおりである。

(1) 留萌沖（T9）

日本海の東縁部にはプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。留萌沖では1947年にM7.0の地震が起きており、M7クラスの地震が発生する領域と見られている。

(2) 増毛山地東縁断層帯（N6）

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

(3) 沼田-砂川付近の断層帯（N11）

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

3 地震被害の想定

上記2で示した地震が冬期の早朝5時（積雪の影響あり、住宅内に最も人がいる。）に発生した場合の被害想定結果は次のとおりである。特に、増毛山地東縁断層帯や沼田-砂川付近の断層帯の地震などの内陸型地震（活断層帯）による影響が大きくなると予測されており、町は、これらの地震被害を想定して地震防災対策を推進していくものとする。

図表 北竜町における想定地震の被害想定（冬期の早朝5時に発生した場合）

被害想定項目		小項目	北海道留萌沖 (走向N225° E、 モデルNo.2)	増毛山地 東縁断層帯 (モデル45_5)	沼田一砂川付近 の断層帯 (モデル45_4)
地震		地表における震度（評価単位最大）	6.0	6.7	6.8
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	※	※	※
		崩壊危険度B（箇所）	※	※	※
		崩壊危険度C（箇所）	※	※	※
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	12棟	213棟	420棟
		揺れによる半壊棟数	98棟	404棟	431棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	2棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※	※	※
		急傾斜地崩壊による全半壊棟数	※	※	※
計	全壊棟数	13棟	214棟	421棟	
	半壊棟数	98棟	405棟	432棟	
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	2人	8人
		揺れによる重傷者数	1人未満	2人	2人
		揺れによる軽傷者数	6人	29人	27人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※	※	※
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※	※	※
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※	※	※
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	2人	8人
		重傷者数	1人未満	2人	2人
		軽傷者数	6人	29人	27人
	避難者数	避難所生活者数	236人	466人	601人
避難所外避難者数		127人	251人	324人	
避難者数計		363人	716人	924人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	29箇所	122箇所	138箇所
		断水世帯数（直後）	672世帯	759世帯	765世帯
		※断水人口（直後）	1,765人	1,994人	2,009人
		断水世帯数（1日後）	473世帯	664世帯	702世帯
		※断水人口（1日後）	1,242人	1,745人	1,845人
		断水世帯数（2日後）	465世帯	661世帯	700世帯
		※断水人口（2日後）	1,222人	1,737人	1,840人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0.7km	1.6km	3.2km
		機能支障世帯数	31世帯	68世帯	142世帯
		※機能支障人口	81人	179人	372人
		復旧日数（人員1/2）	—	—	—
	復旧日数（人員1/4）	—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	6箇所	8箇所	8箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	17箇所	25箇所	25箇所
	橋梁（15m以上）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所	1箇所未満
	橋梁（15m未満）の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所	1箇所
	通行支障箇所数	1箇所未満	2箇所	1箇所	

※ 急傾斜地なし

(注) 端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある

上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

資料：北海道「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」（平成30年2月公表）

第2章 災害予防計画

町及び防災関係機関は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業所は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

北海道地方で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じてあわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れが収まったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。

- (8) 避難はなるべく徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持ち出し品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じてあわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れが収まったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる

だけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関等と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

- 1 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを推進する。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 不特定多数の者が利用する公共の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

町は、国、道及び防災関係機関等と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

- 1 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

町は、国、道及び防災関係機関等と連携し、次のとおり主要交通の強化を推進する。

1 主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備

耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

2 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

3 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

4 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備に当たって、道及び防災関係機関と連携して災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多重化・多様化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の整備

1 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- (1) 電力施設（北海道電力株式会社）
- (2) LPガス事業者
- (3) 水道施設
- (4) 通信施設（NTT東日本）

2 ライフライン施設等の機能の確保

町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

- (1) 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (4) 廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置

するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

町は、道と連携し、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

町は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり液状化対策の実施に努める。

- 1 公共施設等の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町は、道及び防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町は、道及び防災関係機関と連携し、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、北海道地域防災計画及び北竜町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定しており、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとしている。

このうち、町が実施する事業は次のとおりである。

- 1 避難所、避難路
- 2 消防用施設
- 3 緊急輸送道路等
- 4 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち、地震防災上必要なもの

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町及び防災関係機関は、職員に対し、地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町及び防災関係機関は、住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持ち出し品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNS の利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、老人大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

町は、地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、特に地震が大規模である場合の避難体制として、住民、町の役割を次のとおりとする。

第1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また、地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町からの避難の勧告・指示を待っているのは避難すべき時機を逸することも考えられる。

このため住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

第2 町の役割

町は、平素から避難のあり方を検証し、住民に対して地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、町内会長等との連携による避難の勧告・指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び「第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、深川地区消防組合火災予防条例（昭和60年深川地区消防組合条例第6号）に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び関係機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化・指導

深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ、計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

深川地区消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を策定し、火災予防につい

て次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第7章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等を準用する。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするため、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進する。

(2) 避難に重要な道路沿いに建つ建築物の耐震性の確保

町は、町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、応急対策活動の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、多くの住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

第2 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、道と連携のもと、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

- 1 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。
- 2 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

- 3 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。
- 4 ブロック塀を新設、又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

第3 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、道と連携のもと、主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

第4 被災建築物の安全対策

町は、道と連携して応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

また、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等を行う。

第13節 土砂災害予防計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第15節 土砂災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

第2 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、町は、道との連携により次のとおり河川、砂防、治山等施設の整備を図り、災害の防止を期するものとする。

1 河川改修の治水事業

河川堤防の耐震点検を継続し、その対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

2 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、植林等による林相の改善や下流における砂防工事等の推進と相まって、治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

3 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。平成7年（1995年）兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋め立てなどによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中が見られたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

第2 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

なお、液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

- 1 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第3 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

本節については、一般災害対策編「第4章 第18節 業務継続計画の策定」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

町、道及び防災関係機関は、地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合は、同本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 第2節 災害時の応急活動体制」を準用する。

第2 職員の動員配備

一般災害対策編「第3章 第3節 町職員の配備体制」を準用する。

第2節 地震情報の収集・伝達計画

地震に関する情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

※ 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

なお、緊急地震速報（警報）を発表する条件は、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する」ものであるが、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

図表 地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

2 緊急地震速報の伝達

- (1) 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。
- (2) 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。
- (3) 町は、防災行政無線等により、伝達を受けた緊急地震速報の住民等への伝達に努めるものとする。

第2 地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報等の種類及び内容については、次のとおりである。

1 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

2 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区气象台は週ごとの資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

第3 地震に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

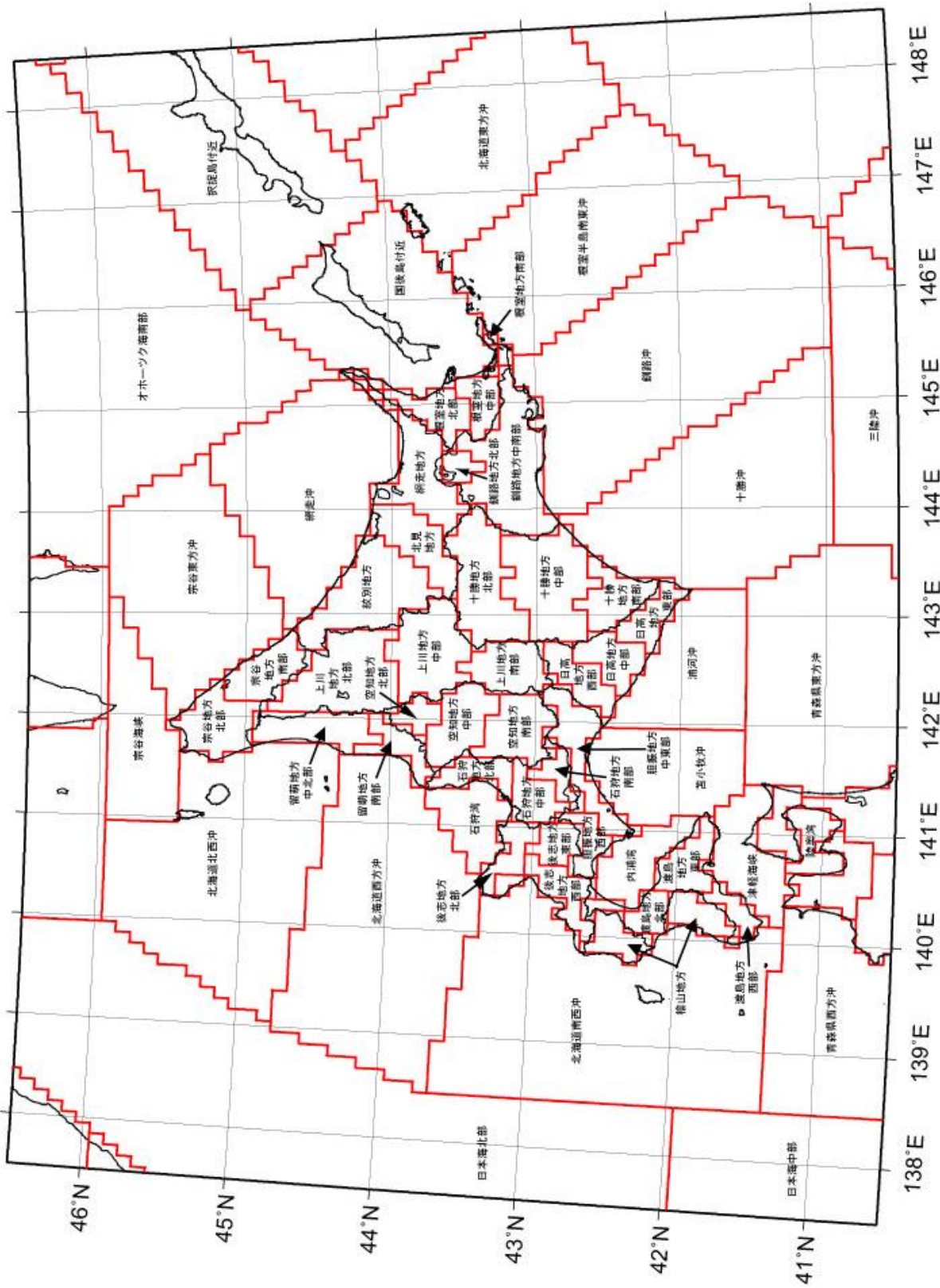
図表 北竜町における震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道央
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	空知地方北部

図表 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



図表 震央地名



第4 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」（資料編 10-3）は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・ 気象庁震度階級関連解説表（資料 10-3）

第5 異常現象を発見した場合の通報

一般災害対策編「第3章 第5節 気象業務に関する計画 第8」を準用する。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における必要な災害情報、被害状況報告等（以下「災害情報等」という。）の収集・伝達についての計画は、一般災害対策編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び同編「第5章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

町は、次の事項に留意の上、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集・伝達に努める。

- 1 緊急地震速報の迅速な伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等へ伝達する体制を整備する。
- 2 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報の伝達に努める。また、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるように必要な体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 3 被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- 4 放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。また、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。
- 5 有する情報組織、情報の収集・伝達手段を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、防災関係機関と相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。
- 6 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

- 1 町は、本町の地域において地震が発生し、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を空知総合振興局を通じて道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- 2 町は、119番通報が殺到したときは、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- 3 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう、通信施設の整備強化を図る。

特に、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、一般災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

第1 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合、住民は、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある避難場所（一時的に避難する学校のグラウンド、公園、広場等）にまずは避難する。

当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また、不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

町は、災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、勤務時間外・休日等に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

町は、避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、

調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、施設管理者は、その旨を災害対策本部へ報告するものとし、災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合、施設管理者は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

3 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たる。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第6節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、町における消火活動に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備

町及び深川地区消防組合は、地震による被害の発生を防ぎよし、又は軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び深川地区消防組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 受援体制の整備

町及び深川地区消防組合は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じて次に掲げる応援協定により、応援を要請するものとし、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の策定

町及び深川地区消防組合は、大地震時における火災防ぎよ活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合、その基本的事項はおおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられる。

さらに、消防職員、消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取り締まりと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第8節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第9節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第10節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第11節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第12節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第13節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第14節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第15節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第16節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第17節 給水計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第18節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第19節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第20節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じることになる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上下水道施設

一般災害対策編「第5章 第19節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧

町及び水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施する。

上水道施設に被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

また、下水道施設で排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

町及び水道事業者は、地震により上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTT ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害があった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送

NHK など放送機関は、地震発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第21節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第21節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第22節 住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

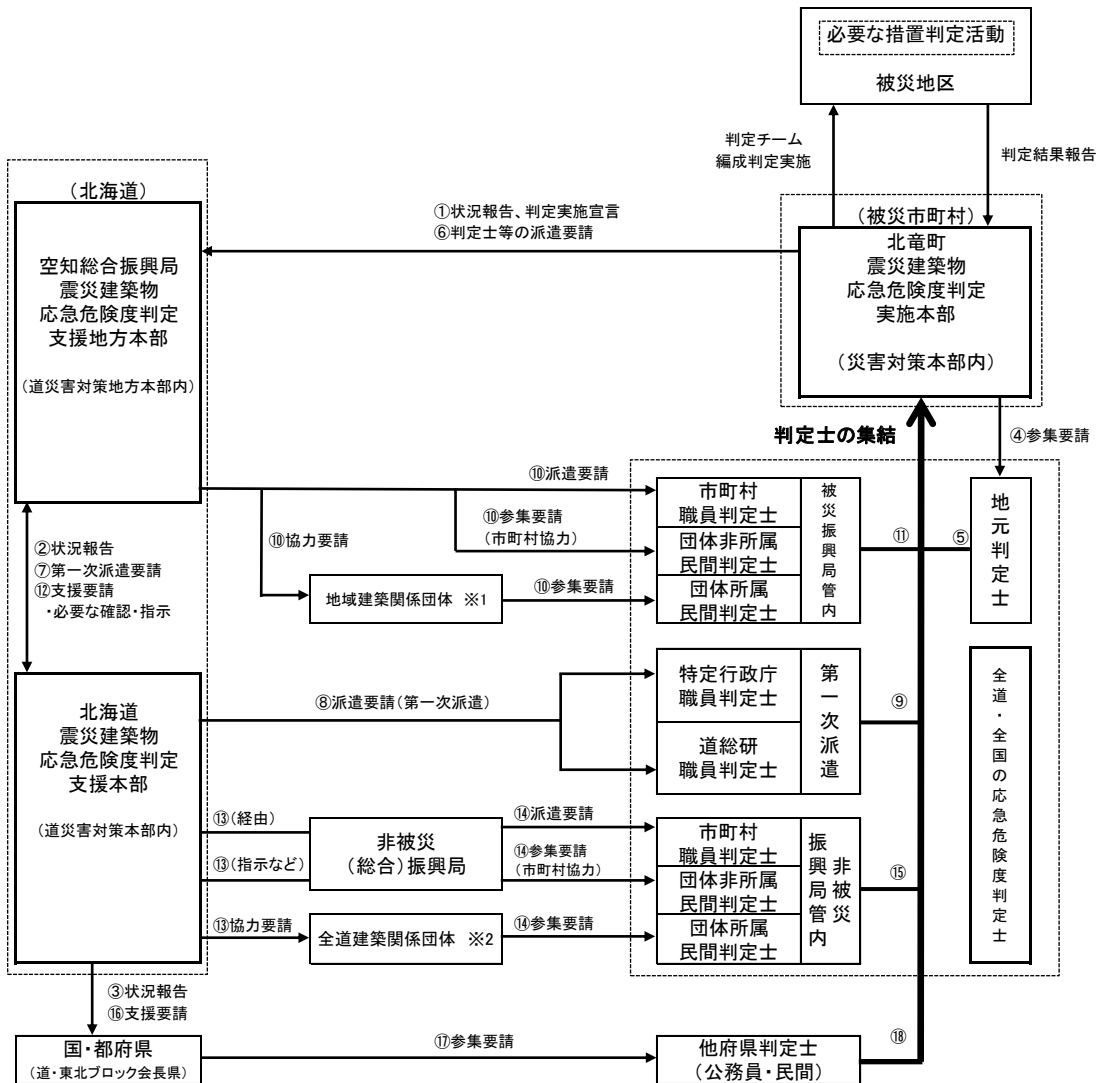
町及び道は、相互に協力の上、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 応急危険度判定の活動体制

「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

図表 震災建築物応急危険度判定の活動体制



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（北海道建築士会北空知支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（北海道建築士会（本部））

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（平成30年5月）を一部加工

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3区分の判定内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない場合

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である場合

調査済:建築物の損傷が少ない場合

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

2 実施主体及び実施方法

(1) 北竜町・北海道

町及び道は、相互に連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章第23節 障害物除去計画」を準用する。

第25節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第24節 文教対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第26節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第28節 廃棄物等処理計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第28節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第29節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第5章 第31節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第9章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、一般災害対策編「第9章 第2節 被災者援護計画」を準用する。

また、地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。